

未利用国有地の売却等手続き・暫定活用（一時貸付・事業用定期借地）の基本方針

平成22年6月に「新成長戦略」が閣議決定され、財務省は「新成長戦略における国有財産の有効活用」を公表しました。

未利用国有地については、これまで原則売却を優先するとの管理処分方針を採ってききましたが、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるように、管理処分方針を見直し、売却に加えて、定期借地権を利用した新規の貸付や交換等により最適な活用手段を選択できるようにしました。

管理処分に当たっては、公用・公共用優先の考え方を原則とし、地方公共団体等からの要望を優先しています。特に「新成長戦略」に盛り込まれた介護・子育てなど人々の安心につながる分野で活用したいとの要望があった場合は、これを優先します。公用・公共用の要望もなく、売却が適当なものについては、速やかに一般競争入札により売却しています。

また、未利用国有地が売却等されるまでの間は、維持管理費用の削減や土地の有効活用を図るため、一時的な貸付を行うなど暫定的な活用を進めています。

なお、一般競争入札に付したものの売却に至らなかった財産等については、事業用定期借地権を活用した貸付も可能な場合があります。

具体的な事務の流れのイメージは以下のとおりです。

【売却等・暫定活用（一時貸付・事業用定期借地）の流れ】

